

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第3項の規定に基づき、本会委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

(委員会の種類)

第2条 委員会は、次に掲げるものを設置することができるものとする。

- (1) 総合企画委員会
- (2) 調査委員会
- (3) 善意銀行運営委員会
- (4) 福祉サービス第三者委員会
- (5) 課題別委員会

(委員会の機能)

第3条 委員会の機能は、それぞれの所管事項について調査研究し、必要に応じて、本会会長に意見を具申するものとする。

(総合企画委員会)

第4条 総合企画委員会は、他の委員会及び問題別委員会と連絡調整を図るとともに、本会の総合的な企画立案等を行うことを目的として運営する。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は、本会が地域住民の要望を適確に把握するための調査活動を行うことを目的として運営する。

(善意銀行運営委員会)

第6条 善意銀行運営委員会は、地域住民の善意意識の向上、また、それをもって寄せられる金品並びに配分の適正な処理と効果を活用し地域福祉活動の振興を目的として運営する。

(福祉サービス第三者委員会)

第7条 福祉サービス第三者委員会は、本会が提供する福祉サービスにおいて、利用者等からの苦情等円滑・円満な形で適切に処理・解決し、本会の信頼や適正性を確保することを目的として運営する。

(課題別委員会)

第8条 その他課題別委員会は、会長の諮問に応じて、市内の社会福祉に関する当面の課題について調査し、その対策を研究することを目的とする。

(設置)

第9条 課題別委員会は、必要に応じて、理事会の議決を経て、会長が設置する。

(委員の委嘱)

第10条 委員会の委員は、当該事項に係る社会福祉経験者及び学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

2 委員の定数は、委員会ごとに定める。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第12条 委員会に、委員の互選による正副委員長各1名をおく。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長の職務の執行を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の解散)

第14条 委員会は、会長への答申を行い、事業又は活動が一定の成果を得たと判断された場合には解散する。

(委任)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。